



- 目次 A【お知らせ】 最近の法改正等の情報  
: 食品表示基準第8次改正案について
- B【シリーズ】 食品表示案内 第3講  
: アレルギー表示について
- C【コラム】 ちょっと深く、考える  
: 酒類と一般加工食品の事項名の異同について

# 【最近の法改正等のお知らせ】 最近の気になる改正等の情報

◆令和2年10月20日食品表示基準の一部改正に係る消費者委員会への諮問がおこなわれました。

- **現行** 「単一原料米」の原料玄米の表示するには、産地・品種・産年については「証明米」であることが必要です。  
また、「複数原料米」においても証明を受けた項目についてのみ産地等を使用割合と併せて表示できるとされています。  
証明を受けていない場合は米トレサビリティ法に基づき「産地未検査米」として表示することとなっています。



## ■ 諮問に至った経緯

規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)において、「農産物検査規格の見直し」が対象とされ、玄米及び精米について農産物検査を要件とする食品表示制度の見直しを行うこととされたことを踏まえ、

- (1)玄米及び精米の表示に関して、現行、農産物検査による証明を受けている場合のみ、産地、品種及び産年の表示が可能であるところ、農産物検査による証明を受けていない場合であっても、産地、品種及び産年の表示を可能とすること
  - (2)産地、品種及び産年の表示の根拠となる資料の保管を義務付けること
  - (3)産地、品種、産年等の表示事項の根拠を確認した方法の表示を可能とすること
- 等が必要なことから、食品表示基準別表第24(一般用生鮮食品の個別的義務表示)などを改正します。

消費者庁HP食品表示に関するお知らせから作成

※続きはPage 1-2,3(会員)で記載しています。

(I-9) 令和元年9月に「アーモンド」が特定原材料に準ずるものに追加されましたが、いつまでに表示する必要がありますか。また、包装資材の切替え等の猶予期間等はあるのですか。

(答)

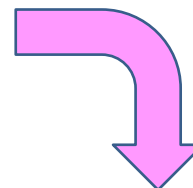
食品表示基準附則第4条に基づく経過措置期間が令和2年3月31日に終了しましたが、原料原産地表示等の改正もあり、新たな表示制度に対応して各食品関連事業者による包装資材の切替えが進んでいます。また、アーモンドの追加は特定原材料でなく、特定原材料に準ずるものとしての追加です。このため、アレルゲンとして アーモンドの表示を行うのであれば、可能な限り速やかに行うことが望ましいですが、取扱食品の包装資材の切替状況等を勘案し、各食品関連事業者の判断で表示時期を決めていただくことになります。

また、アーモンドを取り扱う食品関連事業者がアレルゲンの表示を適切にするためには、原材料供給事業者等、流通段階での管理状況も重要であるため、事業者間における管理状況の情報共有も可能な限り速やかに実施してください。

行政は推奨表示なので、法令的には時期を決めなくても問題はないとの見解です。

ただし、過去の推奨表示の猶予期間は消費者委員会の意見で、「切り替え時期を1年と設けてもらったほうがむしろよい」「患者としては、明確に期限を設けてもらったほうがわかりやすい」ということから猶予期間は1年とされていました。

1年を経過したので社会通念上表示が求められたと考えるべきか。



公表された回収情報	時期	回収内容
三重県HPの食品等自主回収情報に掲載	2020. 9. 15	かたやき商品に、食品表示シールの貼り間違いあり。アレルゲン(落花生(ピーナッツ))欠落のため回収。 「かたやき袋入りアーモンド」(表示はピーナッツと表示) 「かたやき袋入りピーナッツ」(表示はアーモンドと表示)
宮城県HPの食品等自主回収情報に掲載	2020. 10. 12	「ココアクッキー」にてアレルゲン(アーモンド)の表示欠落。
大分県HPの食品等自主回収情報に掲載	2020. 10. 13	「クッキー生地」にてアレルゲン推奨表示であるアーモンドが記載されていなかったため。

## 《加工食品》

### 第3講 アレルギー表示

#### 第1段 個別表示と一括表示

アレルギー表示は平成13年（2001年）に施行されました。当時猶予期間は子供の命に係わることもあり猶予期間は1年で翌年の平成14年（2002年）4月に完全施行されました。アレルギー物質（以下「**アレルゲン**」という）は時代と共に変わっていくものです。現在は義務表示7品目、推奨表示21品目ですが、別紙**参考資料A**のように特定原材料と特定原材料に準ずるもの（以下「**特定原材料等**」という）を合わせて24品目からスタートしました。特に「含有量にかかわらず表示する必要があること」という内容であったため、例えば分析で不検出であっても、1 $\mu$ g/g（以下「**ppm**」という）以下であっても分解洗浄して完全に除去しない限り表示するという制度でした。その後翌年にはアレルゲンの総タンパク含量が数ppmを満たさないレベルのものにあってはその抗原性が低いことから表示が不要、患者側からは選択できるものが狭められるとの危惧もあり、むしろ表示しないようにと変更されました。

また、表示方法においては**個別表示**と**一括表示**が検討されました。患者側からは個別表示は詳しい情報がわかるので一括表示ではなく個別表示の要望がありました。このため患者側の要望に応えるため個別表示にあっては重複したアレルゲンや代替表示等によって可能な限り省略規定を設け個別表示が推奨されました。ただし、Q&Aでは両者の併存は不可であるが、選択的にどちらの表示方法でも差し支えないと規定されました。その後食品表示基準の創設の際に消費者の商品選択の幅を広げるため、個別表示を原則とし、例外的に一括表示を可能とすると明文化するにいたりしました。

※続きはP a g e 2-3~5（会員）で記載しています。

■酒類の輸入品は製造所所在地と名称として「輸入者」の他に保税地域から引き取る「引取先」も表示することになっています。そこで、輸入者と表示責任者が同じ、かつ輸入業者の営業所の所在地と取引先の所在地が同じ場合は、事項名を「**輸入者及び引取先**」としてまとめて表示できます。

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律 最終更新：令和元年12月11日公布(令和元年法律第七十一号)改正  
(酒類の品目等の表示義務)

第86条の5

酒類製造業者又は酒類販売業者は、政令で定めるところにより、酒類の品目その他の政令で定める事項を、容易に識別することができる方法で、その製造場から移出し、若しくは保税地域から引き取る酒類又はその販売場から搬出する酒類の容器又は包装の見やすい所に表示しなければならない。



酒類を輸入する者(酒類販売業者)は、保税地域から引き取る時まで に、輸入する酒類の容器の見やすい箇所に、輸入者の氏名又は名称及び住所、その引取先の所在地、容器の容量及び酒類の品目並びに酒類の品目に応じ法令で定められている事項を、容易に識別することができる方法で表示しなければなりません。

その表示方法の届出は、輸入者(酒類販売業者)がその保税地域を管轄する税関に行うことになっています。  
(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則 第 11 条の 3)

輸入者の住所と引取先の所在地(酒類販売業免許証の販売場の位置)が同じ場合は、

[例] **輸入者及び引取先**

株式会社財務商事

東京都江東区青海 2-7-11

などと表示して差し支えありません。

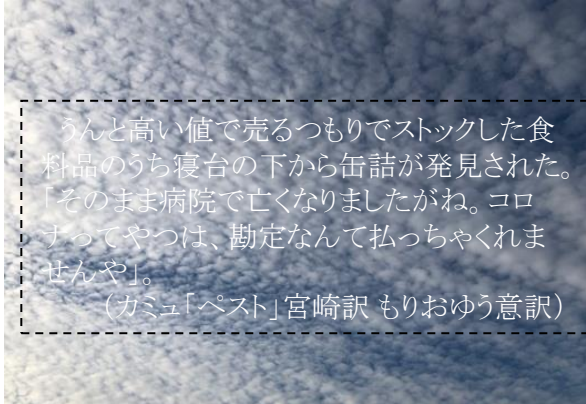
<東京税関HP「酒類の表示方法の届出について」 抜粋>

※ 解説は P a g e 3-2,3 (会員) で記載しています。

(編集後記) 年会員の会費で当HPが運用されています。年会員限定のサービスを希望される方は、お手数ですがお問い合わせフォームから、年会員(月にコーヒー1杯の価格相当分です)の登録をお願いいたします。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

会員の皆様には実務に役立つ定期機関紙をお送りしております。また、法令等の実務上のご質問も承ります。また、日頃の疑問点の判断資料として当コンサルをご利用くだされば幸甚です。実務上で困った時のご相談もお待ちしております。8月号から食品表示の基本を大切に発信しています。2020年(令和2年)も実務に役立つ情報発信をして参ります。

## 月刊 こう食品法令 【2020年 10月号】



うんと高い値で売るつもりでストックした食料品のうち寝台の下から缶詰が発見された。「そのまま病院で亡くなりましたがね。コロナってやつは、勘定なんて払っちゃくれませんや」。  
——(カミュ「ペスト」宮崎訳 もりおゆう意識)

著作権法によりこう食品法令の事前の許可なしに複製・引用等の使用は禁止されています。